

とくしまコロナお知らせシステム ～Q & A【施設・イベント主催者向け】～

【概要】

1 システムの目的は何ですか？

答 このシステムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、感染者と接触した疑いのある方に、早期に「気づき」を持っていただき、その後の体調管理に十分に注意していただくことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的としています。

2 システムはどのような仕組みですか？利用者（イベント参加者）はどうすればメールを受けられるのですか？

答 施設利用やイベント参加の際、QRコードからメールアドレスを御登録（※）いただくと、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合、徳島県からEメール（※）でお知らせします。

※ メールアドレスの登録後の自動返信メール及び徳島県からのお知らせメールは、「@mail.pref.tokushima.jp」からお届けします。
ドメインによる受信制限の解除をお願いします。

3 感染者が発生した場合に、施設（イベント）名や利用（参加）日が登録者に伝わるのですか？

答 新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所による積極的疫学調査の結果、公衆衛生上の観点から、感染者が利用した施設（イベント）を公表した場合に、同じ日、同じ施設（イベント）を利用（参加）した方にお知らせします。施設等名はお知らせしませんが、利用等日はお知らせします。

4 県から注意喚起メールが配信される際には、当該施設（イベント主催者）にも通知されるのですか？

答 事前に当該施設（イベント主催者）にも通知します。

5 国の新型コロナウイルス接触確認アプリとこのシステムとでは何が違うのですか？

答 国の接触確認アプリは、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる仕組みです。接触を検知する目安は、お互いのスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合とされています。

一方、本システムは、利用（参加）した施設やイベントで、QRコードを読み取り、御自分のメールアドレスを登録することで、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合、徳島県からEメールでお知らせするものです。また、スマートフォンだけでなく、カメラ機能があるガラケー（フィーチャーフォン）でも対応可能です。

それぞれのシステムを多くの方が利用することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながることが期待されます。

【登録】

6 施設やイベント主催者が、お知らせシステムを利用する際の利用規約等がありますか？

答 施設（イベント主催者）用の利用規約を御確認いただき、同意していただく必要があります。当該同意がなければ登録できません。

7 利用者のメールアドレスについて、個人情報利用の説明及び同意はどのように行うのですか？

答 利用者用の利用規約を御確認いただき、同意していただく必要があります。当該同意がなければ登録できません。

8 ガラケー（フィーチャーフォン）でも対応可能ですか？

答 スマートフォンだけでなく、カメラ機能があるガラケー（フィーチャーフォン）でも対応可能です。
※お使いの機種によっては、御利用いただけない場合があります。

9 プリンタやパソコンを所有しておらず、QRコードを取得できない場合は、このシステムを利用できないのですか？

答 プリンタがない場合は、お近くのコンビニエンスストアにあるマルチコピー機で印刷いただくことも可能です。御登録者のスマホやタブレットの画面を提示し、利用者に読み取ってもらう方法も可能です。

10 QRコードの取得申込みの際、間違えた情報を登録してしまいました。

答 お手数ですが、再度、御登録をお願いします。

11 登録した覚えのないQRコードが送られてきました。

答 施設などの中で他の方が登録されていない場合、大変お手数ではございますが、メールの破棄をお願いいたします。また、送付されたQRコードの掲示を行わないでください。

【掲示】

12 不特定多数の方が利用する施設やイベントは、必ずQRコードを掲示しなければならないのですか？

答 事業者の皆様は、「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」において、その事業の実施に関し、ガイドラインの遵守等、適切な感染防止対策を講ずるとともに、本システムへの「登録」及び見やすい場所への「QRコードの掲示」その他適切な措置を講ずると明記されておりますので、「QRコードの掲示」をお願いします。

イベント主催者の皆様におかれましても、本条例の趣旨を御理解いただき、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに定められた感染症対策の1つとして、本システムへの「登録」及び「QRコードの掲示」に是非、御協力をお願いします。

13 QRコードが記載された紙は、どこに掲示すればいいですか？

答 施設の入口や受付（レジ）など、利用者に分かりやすい場所に掲示してください（同じQRコードをコピーして複数の場所に掲示していただいても構いません）。

14 大型商業施設のような広い施設の場合は、どうしたらいいですか？

答 利用者が必ず通る場所や、目につきやすい場所に掲示してください。複数の場所に同じQRコードをコピーして掲示していただいても構いません。

15 複数の施設を管理している場合はどうすればいいですか？

答 施設ごとに登録し、QRコードを掲示してください。

16 一つの建物に複数の施設が入っている場合はどうすればいいですか？

答 建物の入口に掲示してもいいですし、施設ごとに掲示いただいても構いません。各施設において御判断ください。

17 同一施設内に事務所とレストランを併設しています。施設内のレストランに掲げるQRコードと施設内の事務所に掲げるQRコードは同一のものでなければいけないのですか？

答 施設を訪れる利用者の利用状況を勘案し、別々のQRコードを取得し掲示することも可能です。その際は、別の施設名で登録を行い、2種類のQRコードを取得してください。

18 文化ホールなどは、施設管理者が登録すればいいですか？
貸館の場合は、イベント主催者が登録すればいいですか？

答 施設管理者とイベント主催者の両方が登録してください。例えば、施設管理者は入口に掲示するとともに、適切にお知らせを届けるためには、イベント主催者もQRコードを発行し、会場に掲示してください。

19 イベントで複数の開催日がある場合、開催日ごとにQRコードの発行が必要ですか？

答 イベント主催者が変わらない場合、同じQRコードの掲示で構いません。参加者がQRコードを読み取った日付で、Eメールの通知対象を判断します。

20 QRコードを利用者・イベント参加者一人一人にコピーして渡してもいいですか？

答 原則として掲示をお願いします。コピーされたQRコードを、施設利用者以外の方が読み込んだり、利用していない日に読み込んだ場合、正しくメッセージが届かなくなるおそれがあります。

なお、感染拡大防止の観点からやむを得ず配布される場合は、必ず回収、又は廃棄を徹底するようお願いします。

21 QRコードをイベント資料と一緒に事前に配布したいが、問題ないですか？

答 原則として掲示をお願いします。コピーされたQRコードを施設利用者以外の方が読み込んだり、利用していない日に読み込んだ場合、正しくメッセージが届かなくなるおそれがあります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。